

令和7年10月3日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「日本医師会医療事故調査費用保険」について(保険適用対象の拡充)

平素は本会事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、このたび別添のとおり、日本医師会から通知がありました。

同通知は、「日本医師会医療事故調査費用保険」について、保険適用対象(被保険者)の変更と、事故日(患者死亡日)が令和7年10月1日以降の場合に適用することを、周知するものです。

今回の変更は、日医 A1 会員が理事長である法人が開設する医療機関について、その管理者が A1 会員でない場合に従来保険が運用されなかったという不都合を解消するため、実施するとのことです。

貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

<追記> 「日本医師会医療事故調査費用保険」の対象となる会員の先生については、保険料の支払いや保険加入手続きなどのご負担は発生いたしません。

記

《旧内容》

・被保険者:日本医師会 A1 会員のうち、診療所及び病院(199 床以下)の開設者及び管理者(法人の場合は管理者に限る)

《新内容 (事故日(患者死亡日)が令和7年10月1日以降の場合に適用)》

・被保険者:日本医師会 A1 会員のうち、診療所及び病院(199 床以下)の開設者(法人の理事長も含む)及び管理者

【日本医師会の通知掲載 HP】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/lawsafe/2025houan.1088.pdf>

《事務局》

大阪府医師会 医事対策課 医療安全支援室(辻井)

TEL:06-6763-7400

E-MAIL:anzenshien@po.osaka.med.or.jp